

Q7 免責決定が認められない場合としてどのようなものがありますか？

A7 免責決定を得るためには、裁判所の審理を受ける必要があります。

破産法は、ギャンブルや浪費で借金を作った場合や、借金を返せないのに嘘をついて借金をした場合などには免責を許可しないことを定めており(免責不許可事由)、このような事情が

あれば裁判所は免責を許可しないことがあります。



Q8 多額の借金で苦しんでいる場合、救済方法として破産以外にありますか？

A8 不幸にして借金の返済ができなくなった場合、できるだけ早く借金の整理を行って立ち直りを図る必要があります。

そのための法的制度として破産がありますが、破産はあくまでも最後の手段です。破産申立をせずに個人再生の申立、特定調停の申立、債権者と直接に交渉して借金を整理することも

あります(任意整理)。これらの

手続の選択については、

「民事再生法による」個人再生手続を申し立てる時」をご覧ください。

いずれにしても、どの方法を選ぶか

などは難しい問題ですので、専門家である弁護士にご相談下さい。



☎06-6364-1248

大阪弁護士会

総合法律相談センター

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
大阪弁護士会館1階



京阪中之島線「なにわ橋駅」出口より徒歩約5分
地下鉄・京阪「淀屋橋駅」1番出口より徒歩約10分
地下鉄・京阪「北浜駅」より徒歩約7分

なんば法律相談センター
☎06-6645-1273

〒542-0076 大阪市中央区難波4-4-1 難波駅前四丁目ビル4階

堺法律相談センター
☎072-223-2903

〒590-0075 堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6階

岸和田法律相談センター
☎072-433-9391

〒596-0054 岸和田市宮本町27-1 泉州ビル2階

谷町法律相談センター
☎06-6944-7550

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9 MG大手前ビル5階

南河内法律相談所
☎06-6364-1248

〒584-0031 富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル1階

大阪弁護士会総合法律相談センターHP
<http://soudan.osakaben.or.jp/>

携帯電話からのアクセスはこちら ⇒



最後の手段
破産を
申し立てる時

※法律相談リーフレット
『「民事再生法による」個人再生手続を申し立てる時』も
併せてご覧ください。



Q1 破産とはどのようなものですか？

A1 破産とは、サラ金やクレジット会社などに借金のある人(債務者)が、その返済ができなくなったときに、持っている全財産をお金にかえて、そのお金を債権者であるサラ金などに、債権額に
応じて配当して返済する
裁判上の手続です。



(この手続は、裁判所が選任する破産管財人が行います)

Q2 どのような場合に破産することができますか？

A2 破産するには、裁判所から破産手続開始決定をしてもらう必要があります。

個人の破産の場合、支払不能になっている債務者について破産手続が開始されます。

支払不能とは、将来にわたって借金返済の見込みがなくなった状態のことですが、借金返済の見込みがないかどうかは、財産だけでなく債務者の収入、信用力などを総合的に判断して決定されます。

一般的には、毎月の収入から生活費を除いたお金で、毎月の借金が返せない場合は、支払不能になっているといえます。



Q3 破産すると何か不利益がありますか？

A3 破産手続開始決定を受けても戸籍に記載されたり、選挙権がなくなることはありません。会社を退職する必要もありません。

しかし、破産すると各種の資格制限を受け、例えば保険外交員、警備員などになれません。また、破産すると数年間はクレジット会社などから、クレジット契約の申込を拒否されたり、銀行などからローンを受けられなくなります。



Q4 破産すると全財産を失うのでしょうか？

A4 破産者が持っている財産のうち、当面の生活費や(※1)日常生活に欠かせない衣服や食器類などは、破産したからといってこれらの財産が破産者から取り上げられることはありません。また、原則として破産者の財産が少なく(※2)、破産手続の費用すらない場合は、財産をお金にかえることはされず、破産手続開始決定と同時に廃止決定がなされ、破産手続が終了します(この手続を同時廃止と言います。この場合は破産管財人も選

任されません)。ただし、小規模な法人とその代表者や事業者、消費者でも免責不許可が相当見込まれる場合や保証債務・住宅ローンを除いた債務が3000万円を超えるような場合は、一般管財事件として、破産管財人が選任される場合があります。

※1・2 金額については、法律相談の際弁護士にお尋ね下さい。



Q5 破産申立をするには費用の目安はいくらぐらいですか？

A5 破産申立をするには、予め裁判所に手続のための費用を納める必要があります。同時廃止の場合は2万円程度必要です。同時廃止にならないで破産管財人が選任される場合も、一定の要件を充たして一般管財事件になれば予納金等は22万円程度で済みます。それ以外の個別管財事件は50万円以上の予納金が必要な場合もあります。

また、破産申立を弁護士に依頼する場合は、以上のほかに弁護士費用(30万円程度)が必要になりますので弁護士に相談時にお問い合わせ下さい。



Q6 破産すると借金を払わなくてよくなるのですか？ また免責というのはどのようなものですか？

A6 破産手続が終了しても、返済されなかった借金はそのまま残ります。このようにして残った借金について支払の義務を免れるための制度が免責です。

個人の破産の場合、破産申立を行う目的は借金の支払義務を免れることにありますから、最終的には免責決定を得ることが必要です。

